

板橋区車椅子貸与要綱

(平成4年8月19日 区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者、身体障がい者及びその他区民が、けが及び病気により日常生活に支障をきたし、一時的に車椅子を必要とするとき車椅子を貸与し区民の利便を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 車椅子を利用できる者は、区内に住所を有するものとする。ただし、区内に家族等が居住し、連絡可能な場合はこの限りではない。

(貸与の期間)

第3条 貸与の期間は貸与を開始した日から2週間以内とする。ただし、区長が特に必要と認めた場合は貸与の期間を延長することができる。その場合においての貸与期間は、2週間以内の貸与期間を1回として3回までの更新を限度とする。

(使用料)

第4条 使用料は無料とする。

(貸与の手続き)

第5条 車椅子の貸与を受けようとする者及び貸与の延長を受けようとする者は、居住地を所管する福祉事務所、おとしより保健福祉センター、地域センター及び健康福祉センター(板橋健康福祉センターを除く。)をとおして区長に申請書(別記第1号様式)を提出し、承諾を受けなければならない。

(貸与の決定)

第6条 区長は前条の規定により申請を受けたときは申請事項を調査の上、貸与の可否を決定する。

2 前項の規定により貸与を決定したときは、区長は、利用承認書(別記第2号様式)により申請者に通知するものとする。

3 区長は、第1項の規定により貸与を決定したときは、車椅子管理台帳(別記第3号様式)によって記録しておかななければならない。

(遵守事項)

第7条 貸与を承認された者(以下「被貸与者」という。)は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 貸与された車椅子(以下「車椅子」という。)は、十分な管理のもとで使用すること。

(2) 車椅子を全部若しくは一分毀損し又は紛失した場合は、すみやかに貸し出しを受けた所に報告し指示を受けること。

(3) 車椅子を必要としなくなったときは、すみやかに返還すること。

(4) 承認期間が満了したときは、すみやかに返還し、又は延長の手続きをとること。

(事故等による責任)

第 8 条 被貸与者が車椅子を使用中、事故等により損害を受けた場合は、区は一切の責任を負わないものとする。

(車椅子の管理)

第 9 条 区長は、車椅子の保守・点検を、年 1 回定期的に行うもののほか、常時適正に車椅子が貸し出しできるようにその管理に努めなければならない。

(その他)

第 10 条 車椅子の運搬は、被貸与者が行うものとする。

(委任)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要事項は事業を所管する部長が定める。

付 則

1 この要綱は、平成 4 年 9 月 1 日から実施する。

2 施行前に貸し出したものに関してはこの要綱に基づき貸し出したものと見なす。

付 則

1 この改正は、平成 7 年 9 月 1 日から実施する。

付 則

1 この一部改正は、平成 11 年 6 月 1 日から実施する。

2 健康福祉センターでの貸し出しについては、平成 11 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

1 この一部改正は、平成 17 年 6 月 6 日から実施し、同年 4 月 1 日から適用する。

付 則

1 この一部改正は、平成 18 年 11 月 1 日から実施する。

付 則

1 この一部改正は、平成 20 年 3 月 1 日から実施する。

付 則

1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。

第1号様式（第5条関係）

車椅子貸与申請書（新規・延長）

年 月 日

板橋区長

住所

氏名

電話（ ）

利用者との関係（ ）

下記のとおり車椅子を利用したいので、板橋区車椅子貸与要綱に基づき、申請します。
なお、承認されたうえは、同要綱に基づく指示を遵守します。

記

車椅子

利用者

第2号様式(第6条関係)

年 月 日

利 用 承 認 書 (新 規 ・ 延 長)

様

板 橋 区 長
坂 本 健

年 月 日付で申請のありました上記の件について下記のとおり承認
します。

記

利用目的

利 用 上 の 注 意

- 1 承認書の提示 この「利用承認書」は、返却時必ず貸出しを受けた所にお示し
ください。
- 2 利用権の譲渡禁止 利用承認を受けた権利を譲渡又は転貸することはできません。
- 3 車椅子の管理 貸与された車椅子は、十分な管理のもとで使用してください。
万一、車椅子を全部若しくは一部毀損し、又は紛失した場合はす
みやかに貸出しを受けた窓口へ報告し、係員の指示に従ってくだ
さい。
- 4 利用期間の遵守 承認期間が満了したときは、すみやかに返還してください。
なお、承認期間を超えても必要な場合は、2週間ごとの延長
申請により最長3回まで更新できます。
この場合、新たに延長の手続きをしてください。
- 5 事故等による責任 車椅子を使用中の事故等については、区は一切の責任を負いま
せん。
- 6 その他 貸与された車椅子の運搬は、利用者若しくは申請者が行ってく
ださい。